

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上の方へ～

### ■問合せ＝

（後期高齢者医療制度の資格・給付・保険料計算・健康診査について）医療保険課長寿医療係 ☎(20)3024  
（後期高齢者医療保険料の口座振替・納付について）介護保険課保険料係 ☎(20)3022

### 医療保険者証について

#### ●令和4年度は後期高齢者医療保険者証が2回更新されます

10月1日(土)から施行される窓口負担割合の見直しに伴い、今年度は被保険者全員を対象に、新しい保険者証が7月と9月の2回更新されます。7月にお送りする保険者証は、有効期限が8月1日(月)から9月30日(金)までで、色は黄色です。9月にお送りする保険者証は、有効期限が10月1日(土)から令和5年7月31日(月)までで、色は藤色です。

### 減額認定証の更新と限度額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。

また、負担割合が3割の方は、所得の区分により「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。該当する方は、医療保険課または田沼・葛生行政センターで申請してください。※①過去に認定証の交付を受けたことがあり、令和4年度も該当する方は、被保険者証に同封してお送りします②国民健康保険で該当になっていた方でも、新たに手続きが必要となります

### 保険料の通知書について

納付書払または口座振替払（普通徴収）の方には7月15日(金)の発送、年金天引き（特別徴収）の方には8月1日(月)の発送になります。納付書払の方は納期内納付を、口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。

### 令和4年度後期高齢者医療保険料の決まり方

年保険料額 (最大で66万円)	=	均等割額 (43,200円)	+	所得割額 (賦課の基となる所得金額(※)×8.54%)
--------------------	---	-------------------	---	--------------------------------

※賦課のもととなる所得金額：総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額

#### ●均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額が基準額を超えない場合、均等割額が軽減されます。

#### ●被用者保険の被扶養者だった方の軽減

制度加入時から2年間、均等割額が5割軽減されます（所得割額はかかりません）。なお、「均等割額の軽減」の7割軽減に該当する場合はそちらが優先されます。

### 新型コロナウイルス感染症に伴う後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が減少した被保険者などは、申請により後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

### 健康診査、歯科健康診査について

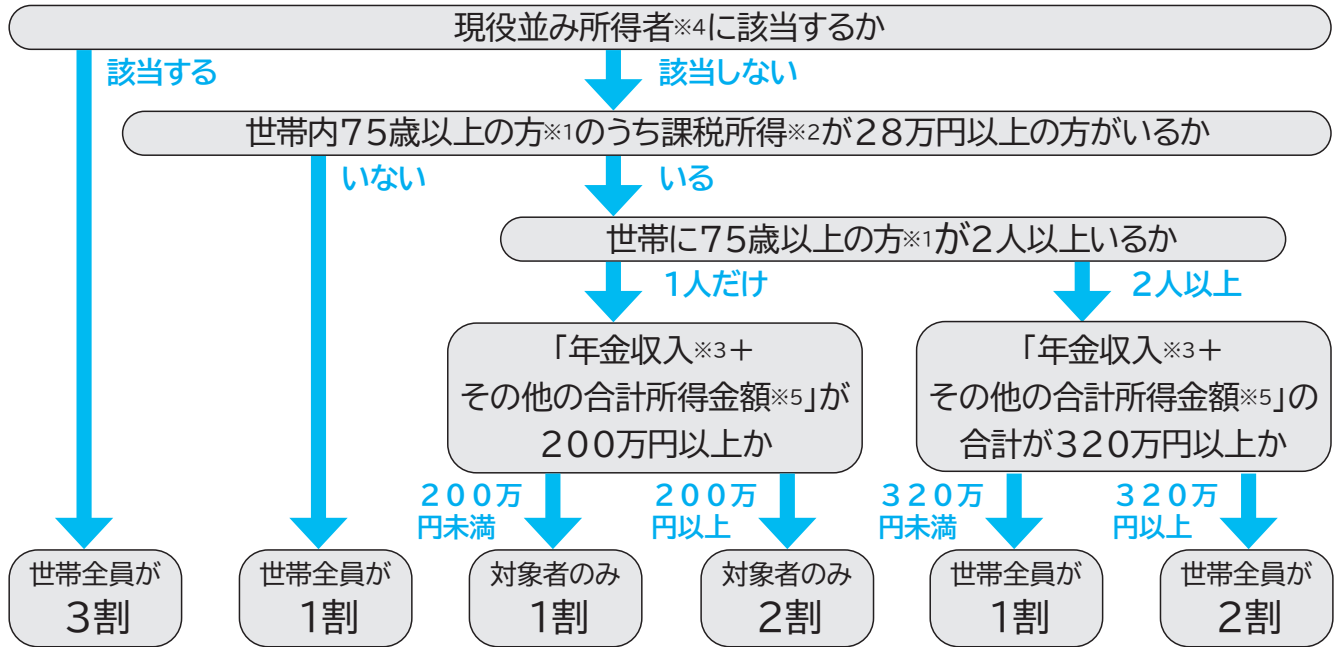
5月末に対象の方へ受診券を郵送しています。年に1回、無料で受診できますのでぜひご利用ください。

催し物などが中止や延期となる可能性があります。  
いただくか、担当部署にお問い合わせください。



## 10月1日(土)から医療費の窓口負担割合が変わります

75歳以上の方などで、一定の所得のある方は、現役並み所得者を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。以下のフローチャートからご確認ください。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方（65歳～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）のことでです。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）などを差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担額が3割の方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことでです。

### ●窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻しなど（③－④）	2,000円

**配慮措置**  
1カ月5,000円の負担増を  
3,000円までに抑えます。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には9月下旬ごろに申請書を郵送します。

